

# 厚生年金基金中途脱退者老齢年金給付支給義務移転等申出書・理由書

下記の者については、以下の理由により公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という)施行日前に企業年金連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転等ができなかったことから、平成25年改正法による改正前の厚生年金保険法第160条第1項及び第160条の2第1項の規定に基づく移転等を加入員台帳又はMT、FD若しくはCD-Rを添えて申し出ます。

平成 年 月 日

厚生年金基金の名称及び所在地

厚生年金基金

理事長氏名

↑ 確定給付企業年金の名称と印鑑を押印ください。

印

企業年金連合会理事長殿

## 【平成25年改正法施行日前に申し出できなかった理由】

1. 平成25年改正法施行日前に移転等の申出をしたが、事故となり不備返戻されたため。
2. 過去に移転等の申出をすべきであった者が、記録整備に伴う調査により平成25年改正法施行日以後に移転等の申出漏れが判明したため。
3. 過去に移転等の申出をすべきであった者が、解散記録整備により平成25年改正法施行日以後に移転等の申出漏れが判明したため。

↓厚生年金基金の番号

↓申出者の人数

記

基金番号	件数	加算 ( ) 育 ( ) 分 ( )
理由番号 (上記理由の1~3)	喪失月	加入員番号
↑ 代行返上時の申出もれは理由番号「2」を記載してください。	↑ 申出者の喪失年月です。  (記入例) 昭和48年3月 喪失の場合: 4803	↑ 申出者の厚生年金基金の加入員番号です。  ※加入員番号が不明で、加入員番号を新たに払出をすることができない場合、基礎年金番号を加入員番号として用いる方法があります。

上記1~3以外で、事務処理誤り等やむを得ない事情の場合の具体的理由	加入員番号

